



発行 東京都

規 則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条中「条例別表第一の十の項」を「条例別表第一の十一の項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「条例別表第一の九の項」を「条例別表第一の十の項」に改め、同条を第十二条とする。

第八条中「条例別表第一の八の項」を「条例別表第一の九の項」に改め、同条を第十八条とする。

第七条中「条例別表第一の七の項」を「条例別表第一の八の項」に改め、同条を第十八条とし、第六条の次に次の二条を加える。

第七条 条例別表第一の七の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百三十一号。以下この条において「規則」という。）第二十二条の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 規則第二十四条第一項及び第二項の規定による申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 規則第二十八条第一項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による届出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小池百合子

規 則（教）

●東京都規則第百五十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和六年十月十一日

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

●東京都教育委員会規則第二十号

東京都教育委員会

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条例別表第一の十一の項」を「条例別表第一の十二の項」に改め、同条第二項中「条例別表第一の十二の項」を「条例別表第一の十三の項」に改め、同条第三項中「条例別表第一の十三の項」を「条例別表第一の十四の項」に改め、同条第四項中「条例別表第一の十四の項」を「条例別表第一の十五の項」に改め、同条第五項中「条例別表第一の十五の項」を「条例別表第一の十六の項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

発 行	東京
電話	○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号	163-8001
定 價	本号
(郵送料を含む。)	一箇月 六、六〇〇円
印刷所	三〇円
電話	三 鈴 印 刷 株 式 会 社
郵便番号	101-0051